

令和2年12月24日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

議第 7 2 号 臨時代理の承認を求めることについて

議第 7 3 号 臨時代理の承認を求めることについて

議第 7 4 号 臨時代理の承認を求めることについて

議第 7 5 号 草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第72号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年12月24日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

臨時代理の承認を求めることについて

本教育委員会は、所属職員の復職処分を行うに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったため、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

議第73号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年12月24日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

臨時代理の承認を求めることについて

本教育委員会は、草津市学校運営協議会委員を委嘱するに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったため、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

草津市学校運営協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

草津市学校運営協議会委員の委嘱するに当たり、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

記

区分		委嘱する者	備考
玉川中学校	学識経験者	安原 壮一	立命館大学総務部 BKC 地域連携課 課長

任期：令和2年11月20日から令和3年3月31日

令和2年11月20日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

議第74号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年12月24日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

臨時代理の承認を求めることについて

本教育委員会は、請負契約に対する意見を市長に申し出るに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

草津中学校配膳室増築工事の請負契約に対する意見を市長に申し出るこ
とについて

草津中学校配膳室増築工事の請負契約に対する意見を市長に申し出るに当たり、教育
委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する
事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次の
とおり臨時に代理する。

記

意見 特になし

令和2年12月11日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津中学校配膳室増築工事概要書

契 約 名： 草津中学校配膳室増築工事

契 約 方 法： 条件付一般競争入札

契 約 金 額： 1 9 7, 1 7 9, 1 5 8 円

契約相手方： 草津市南笠東三丁目 2 0 番 4 4 号

株式会社千商 代表取締役 森川 守

工 事 場 所： 草津市草津二丁目

工 事 期 間： 契約締結日から令和 3 年 7 月 3 0 日 まで

工 事 概 要： 既設校舎棟、前館、後館それぞれに配膳室を増築する。

1 階屋外に、配送トラックからコンテナを受け取るプラットフォームを
設け、配膳室内にエレベーターを設置する。各階には食缶等の仕分けス
ペースを確保し、衛生管理のために手洗い等を設置する。

対 象 範 囲： 配膳室棟建設 増築面積：前館 1 3 6 . 0 0 m²

後館 1 3 5 . 6 3 m²

合計 2 7 1 . 6 3 m²

(増築面積)

<前館>

<後館>

1 階 4 6 . 8 1 m²

4 5 . 9 6 m²

2 階 2 9 . 7 3 m²

2 9 . 8 9 m²

3 階 2 9 . 7 3 m²

2 9 . 8 9 m²

4 階 2 9 . 7 3 m²

2 9 . 8 9 m²

新堂中学校配膳室増築工事の請負契約に対する意見を市長に申し出るこ
とについて

新堂中学校配膳室増築工事の請負契約に対する意見を市長に申し出るに当たり、教育
委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する
事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次の
とおり臨時に代理する。

記

意見 特になし

令和2年12月11日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

新堂中学校配膳室増築工事概要書

契 約 名： 新堂中学校配膳室増築工事

契 約 方 法： 条件付一般競争入札

契 約 金 額： 155,199,000円

契約相手方： 草津市山寺町1196番地

株式会社奥村工務店 代表取締役 奥村 嗣治

工 事 場 所： 草津市新堂町

工 事 期 間： 契約締結日から令和3年7月30日 まで

工 事 概 要： 既設校舎棟に配膳室を増築する。

1階屋外に、配送トラックからコンテナを受け取るプラットフォームを
設け、配膳室内にエレベーターを設置する。各階には食缶等の仕分けス
ペースを確保し、衛生管理のために手洗い等を設置する。

給食配送トラックの動線確保のため、通路の舗装と、駐輪場の改修を行う。

対 象 範 囲： 配膳室棟建設 増築面積：合計 132.42㎡

(増築面積)

1階 45.15㎡

2階 29.09㎡

3階 29.09㎡

4階 29.09㎡

議第75号

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年12月24日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市通学区域審議会委員に委嘱することにつき、草津市通学区域審議会設置条例（昭和47年草津市条例第24号）第3条第2項の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区 分	氏名	備 考
学識経験者	湯浅 敦	青少年育成市民会議会長
草津市PTA連絡協議会の代表	戸嶋 英子	草津市PTA連絡協議会代表
草津市PTA連絡協議会の代表	深田 知穂	草津市PTA連絡協議会代表
草津市校長会および草津市園長会の代表	山崎 賢	草津市校長会代表
草津市校長会および草津市園長会の代表	中瀬 悟嗣	草津市校長会代表
その他教育委員会が必要と認めるもの	寺尾 信一	志津まちづくり協議会 教育・文化部長
その他教育委員会が必要と認めるもの	高田 憲一	志津南学区まちづくり協議会 会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	奥村 弘美	草津・栗東交通安全協会 草津支部
その他教育委員会が必要と認めるもの	小林 達男	大路区まちづくり協議会 会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	中村 孝	渋川学区まちづくり協議会 会計
その他教育委員会が必要と認めるもの	梅村 進	矢倉学区未来のまち協議会 副会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	熊川 勉	老上学区まちづくり協議会 副会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	伊庭 健治	老上西学区まちづくり協議会 会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	奥井 さよ子	遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議 青少年育成区民会議 会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	清水 和廣	南笠東学区まちづくり協議会 会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	山岡 栄治	山田学区まちづくり協議会 副会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	竹村 俊夫	笠縫学区まちづくり協議会 会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	山崎 昌則	笠縫東学区まちづくり協議会 副会長 青少年育成 会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	吉本 勝明	常盤学区自治連合会 会長

その他教育委員会が必要と認めるもの	大林 千栄子	公募委員
その他教育委員会が必要と認めるもの	湯浅 友江	公募委員
その他教育委員会が必要と認めるもの	田村 直美	公募委員
その他教育委員会が必要と認めるもの	湯浅 賢一	公募委員
その他教育委員会が必要と認めるもの	山本 明子	公募委員

任期 令和2年12月27日～令和4年12月26日

○草津市通学区域審議会設置条例（抄）

（設置）

第1条 草津市立幼稚園、小学校および中学校（以下「学校」という。）の通学区域の適正を期するため、草津市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ学校の通学区域の設定および改廃に関する事項の調査審議を行い教育委員会に答申する。

（委員）

第3条 審議会は、委員25人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 草津市PTA連絡協議会の代表
- (3) 草津市校長会および草津市園長会の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（会長および副会長）

第4条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、第3条第2項各号の一に該当しなくなつた場合においては、その職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（専門委員等）

第7条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を委嘱することができる。

2 審議会は、教育委員会その他の執行機関の長に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。